

経営事項審査の審査項目及び 基準の改正について

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）等の改正に伴い、建設業法施行規則や関連する告示等の改正が行われ、平成26年10月31日に公布され、平成27年4月1日より施行されることとなりました。この中で改正された経営事項審査の審査項目および基準について、改正の背景やその内容を説明します。

1 経営事項審査とは

国、地方公共団体等の公共工事の発注機関が工事を発注するに当たっては、それぞれ会計法や地方自治法等の法令に従って、あらかじめ入札参加希望業者の資格を定め、個々に公共工事の入札参加を希望する建設業者の資格審査を定期的に行っています。資格審査では、建設業者の客観的事項と、発注者別評価事項（主観的事項）の二つを総合的に勘案して格付けを行うのが一般的です。

この資格審査のうち、経営状況、経営規模、技術的能力等の客観的事項については、どの発注機関が行っても同一の結果になるべきものであることから、おのおのの発注機関が個別に行うよりも、一つの機関がまとめて審査の方が効率的であり、建設業の許可権者（国土交通大臣または都

道府県知事）が統一的に審査を行う制度として経営事項審査が行われています。

平成6年の建設業法改正により、一定の公共性のある施設または工作物に関する工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は経営事項審査を受けなければならないこととされています（建設業法第27条の23）。また、多くの発注機関では入札参加資格の申請の際に経営事項審査の結果通知書を添付することを義務付けており、経営事項審査の役割は重要なものとなっています。

経営事項審査の審査項目および基準については、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定めることとされており、現在は、大きく次の4点について審査することが建設業法施行規則や告示により定められています。

- ① 経営規模（ X_1 , X_2 ）
- ② 経営状況（ Y ）
- ③ 技術力（ Z ）
- ④ その他の審査項目（社会性等）（ W ）

これらの各項目を、次の式に当てはめて総合評定値を算出するよう建設業法施行規則に規定されています。

$$P = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

経営規模については、建設業の業種別完成工事高や利益額、自己資本額、経営状況については建設業者の財務状況、技術力については業種別の技術職員の数や元請完成工事高、その他の審査項目

においては上記以外の客観的事項について審査を行っています。

2 今回の改正の背景

平成26年6月4日、現在および将来の公共工事の品質確保の促進を目的として「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正法（以下「改正品確法」という）が公布・施行されました。基本理念に、「公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない」（改正品確法第3条第3項）と明記されるとともに、発注者の責務として、「発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者（競争に参加しようとする者も含む）について、

- ① 若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況
- ② 建設機械の保有の状況
- ③ 災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない」旨規定されました（改正品確法第13条）。

これを踏まえ、公共工事における発注者共通の評価として活用されている経営事項審査の項目および基準の改正について、平成26年9月10日に中央建設業審議会での審議が行われました。審議では、業界団体の代表から、「若年技術者・技能労働者の育成・確保は業界として取り組まなければならない最大のテーマであり、経営事項審査の見直しについては取り組みを評価したい」「若い技術者の卵を採用し、資格取得させていくことを経営事項審査で評価するという改正の考え方や方向性は励みになる」といった前向きな意見を前提としつつも、「地域の建設事業の実態に配慮しつつ、若年技術者の確保に向けたこれからの取り組みが

評価され、より一層の意欲が高められるよう配慮をお願いしたい」「中小企業は毎年の工事量が長期間激減してきた中で、企業防衛のために若手の採用を控えざるを得ず、若手技術者を採用することは簡単なハードルではない。経営に苦勞している中小建設業者にとっては実現に少し年数が必要と思われるので配慮願いたい」といった現場の実態を踏まえた配慮を求める発言がありました。

こうした議論を経て、平成26年10月31日、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」のほか、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）の一部を改正する告示」「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件（平成16年国土交通省告示第482号）の一部を改正する告示」が公布されるとともに、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」の一部改正について」が発出されました。

3 改正の内容

2. の改正品確法第13条の記述のうち、③（災害時における工事の実施体制の確保の状況）については現行、「その他の審査項目（社会性等）（以下「W点」という）」において、国、特殊法人等または地方公共団体との防災協定締結の有無を評価しているため、今後も同様の評価を継続することとなります。残る①（若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況）、②（建設機械の保有の状況）についての改正内容について、以下説明します。

(1) 「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」の新設

若年の技術者及び技能労働者について、次の2点を評価することとなります。

品確法改正を踏まえた経営事項審査見直しについて

国土交通省

【背景】公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の一部改正法が平成26年6月4日に公布・施行

品確法第13条

（中長期的な技術的能力の確保に関する審査等）
発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。）について、

・若年の技術者・技能労働者等の育成及び確保の状況

・建設機械の保有の状況

・災害時における工事の実施体制の確保の状況

等に関する事項を適切に審査し、又は評価しよう努めなければならない。

経営事項審査における現在の評価状況

雇用する技術職員（※）の資格の種類や人数に応じて技術力（Z点）で評価しているが、若年であるかどうかは問わない。

ショベル系掘削機、トラクター・ショベル、ブルドーザーの3種類の保有状況をその他の審査項目（W点）にて評価。

その他の審査項目（W点）において国・地方公共団体等との防災協定の締結状況を評価。

経営事項審査における今回の見直し事項

若年の技術職員の育成及び確保の状況を評価。

評価対象とする建設機械の範囲を拡大。

現在の評価を継続。

（※）技術職員「技術力（Z点）」での評価対象となる主任技術者や監理技術者の資格要件充足者及び登録基幹技能者の総称。

図—1

ア. 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況

審査基準日時点で、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上の場合、W点において一律1点の加点

イ. 新規若年技術職員の育成及び確保の状況

審査基準日から遡って1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が審査基準日における技術職員の人数の合計の1%以上の場合、W点において一律1点の加点

「技術職員」とは、主任技術者や監理技術者の資格要件を充足している職員や登録基幹技能者の登録を受けた職員で、経営規模等評価のうち「技術力（以下「Z点」という）」において加点点評価

の対象となる者をいいます。

「若年」については、

- ・年齢別人数構成に鑑み、35歳未満の技術職員が相対的に少ない
- ・学歴、資格を問わず、入職から10年経過すれば技術職員となることが可能である

ことから、審査基準日に満35歳未満である者が若年として評価対象としました。

技術職員は現行、Z点においてその資格と人数に応じて評価されているところ、改正品確法の理念に基づき、中長期的な公共工事の担い手を育成・確保する観点から、若年技術職員の育成及び確保

若年の技術職員の育成及び確保の状況の評価

国土交通省

評価対象とする建設業者

- 若手の技術職員の育成・確保に継続的に取り組んできた建設業者
- 審査対象年度において若手の技術職員を育成し、確保した建設業者

具体的評価方法

経営事項審査の「その他（社会性等）の審査項目」（W）において

継続的な取組を評価

技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上の場合

一律1点

審査対象年度における取組を評価

新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合

一律1点

最大2点の加点

<評価対象を35歳未満とする理由>

- ・年齢別人数構成を鑑み、35歳未満の技術職員が相対的に少ない（下表）
- ・学歴、資格を問わず、入職から10年経過すれば技術職員となることが可能である

	～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～
技術職員に関する実態調査（※）結果	5.59%	8.15%	15.28%	18.04%	12.21%	27.63%		13.09%

（※）任意の大臣許可業者104社について、経営事項審査申請書類に基づき技術職員の年齢分布を調査。（技術職員計5653名）

図—2

の状況については、付加的な要素としてW点においても新たに加点することとしました。

なお、ここでの技術職員は、原則として審査基準日以前に6か月を超える継続的な雇用関係にあり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を要件としており、審査基準日から6か月以内において雇用された若年者や、雇用期間の限定されている若年者については評価の対象となりません。

(2) 「建設機械の保有状況」における評価対象機種の拡充

建設機械の保有状況については、平成23年4月より、災害時に使用される一般的な機械として、ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザーを評価の対象としていましたが、今回はこれに加え、災害時に使用され、定期検査により保有・稼働が確認できるものとして、新たに次の3機種を加算評価の対象としました。いずれの機種もW点において1台につき1点、合計で最大15点（現状維持）まで加点されます。（右図参照）

ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、モーターグレーダーについては特定自主検査、大型ダンプ車については自動車検査、移動式クレーンについては製造時等検査または性能検査を受けていることが加点の要件となります。

ア. モーターグレーダー

建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するもの

イ. 大型ダンプ車

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車のうち下記を満たすもの

- ・ 経営する事業の種類として建設業を届け出ていること
- ・ 表示番号の指定を受けていること

ウ. 移動式クレーン

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重3トン以上のもの

(3) その他

経営状況分析の営業キャッシュフローの計算において、電子記録債権については受取手形に、電子記録債務については支払手形に含むことを明記したほか、個人における兼業事業総利益の取り扱いを明確化する等、所要の改正を行いました。

評価対象となる建設機械の範囲拡大

国土交通省

＜現行＞建設機械の保有状況を経営事項審査の「その他（社会性等）の審査項目」（W）にて評価

加点対象機種

ショベル系掘削機

トラクターショベル

ブルドーザー



加 点 の 条 件

自ら所有しているか、審査基準日から1年7ヶ月以上のリース契約が締結されている機械1台保有につきWに1点の加点。最大15台（15点）まで評価。

対象機種の拡大

＜新たな対象機種選出の考え方＞

建設業者が保有・リースしている機械のうち、

①災害時の復旧対応に使用されるもの ②定期検査により保有・稼働確認ができるもの

今回新たに評価対象とする機械（1台につき1点）

移動式クレーン

（つり上げ荷重3トン以上）

災害時の役割：土壌の積上げ

障害物の撤去

定期検査：製造時検査、性能検査



大型ダンプ車

（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの）

災害時の役割：土砂の運搬

定期検査：自動車検査



モーターグレーダー

（自重が5トン以上）

災害時の役割：除雪、整地

定期検査：特定自主検査



図－3

表一 1

評価項目	最高点	最低点	項目導入時期
W 1 : 労働福祉の状況	45	-120	—
雇用保険未加入	0	-40	平成 6 年
健康保険の未加入	0	-40	平成 6 年
厚生年金保険の未加入	0	-40	平成 6 年
建退共加入	15	0	平成 6 年
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0	平成 6 年
法定外労災制度への加入	15	0	平成 6 年
W 2 : 建設業の営業継続の状況	60	-60	—
建設業の営業年数	60	0	平成 6 年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	平成22年
W 3 : 防災活動への貢献の状況	15	0	平成18年
W 4 : 法令遵守の状況	0	-30	平成20年
W 5 : 建設業の経理の状況	30	0	—
監査の受審状況	20	0	平成20年
公認会計士等数	10	0	平成 6 年
W 6 : 研究開発の状況	25	0	平成20年
W 7 : 建設機械の保有状況	15	0	平成22年
W 8 : 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	10	0	平成22年
W 9 : 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0	今回
合計 (A)	202	0	
W 評価点 (A × 10 × 190 ÷ 200)	1,919	0	

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

表一 2

完成工事高 (X₁) 及び技術力 (Z) を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値 (P) を算出

項目区分	審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X ₁ 完成工事高 (許可業種別)	最高点: 2,309点 最低点: 397点	0.25
	X ₂ 自己資本額 利払前税引前償却前利益	最高点: 2,280点 最低点: 454点	0.15
経営状況	Y ①負債抵抗力 ③財務健全性 ②収益性・効率性 ④絶対的力量	最高点: 1,595点 最低点: 0点	0.20
技術力	Z 元請完成工事高 (許可業種別) 技術職員数 (許可業種別)	最高点: 2,441点 最低点: 456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W ①労働福祉の状況 ⑥研究開発の状況 ②建設業の営業継続の状況 ⑦建設機械の保有状況 ③防災活動への貢献の状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ④法令遵守の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 ⑤建設業の経理の状況	最高点: 1,919点 最低点: 0点	0.15
総合評定値	P 0.25X ₁ + 0.15X ₂ + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W	最高点: 2,136点 最低点: 281点	

経営状況 (Y) { ①負債抵抗力: 純支払利息比率・負債回転期間
②収益性・効率性: 総資本売上総利益率・売上高経常利益率
③財務健全性: 自己資本対固定資産比率・自己資本比率
④絶対的力量: 営業キャッシュフロー・利益剰余金

4

施行前後の経営事項審査の 事務取り扱いについて

今回の改正では、項目の追加等が行われていますが、総合評定値に至る各項目の計算式については現行どおりです。

また、建設業法施行規則第20条第2項の規定により、施行日より120日以内に限り、経営規模等評価の改正にかかる事項についての再審査を申し

立てることができます。今回の改正は平成27年4月1日より施行されますので、再審査は平成27年7月29日まで受審することが可能です。再審査の対象となるのは、今回の改正にかかる事項に該当のある建設業者のみです。再審査を受けなくても、従前の審査基準による総合評定値は有効です。再審査の具体的な取り扱いについては、国土交通省や各許可行政庁より随時案内される予定です。